

埼玉県目標設定型排出量取引制度

令和3年度排出量取引セミナー

「目標達成に向けて行う取引の実務」

埼玉県 環境部 温暖化対策課

令和3年8月3日（火）

説明内容

1. 目標設定型排出量取引制度の概要について
2. 排出量取引の手続きについて

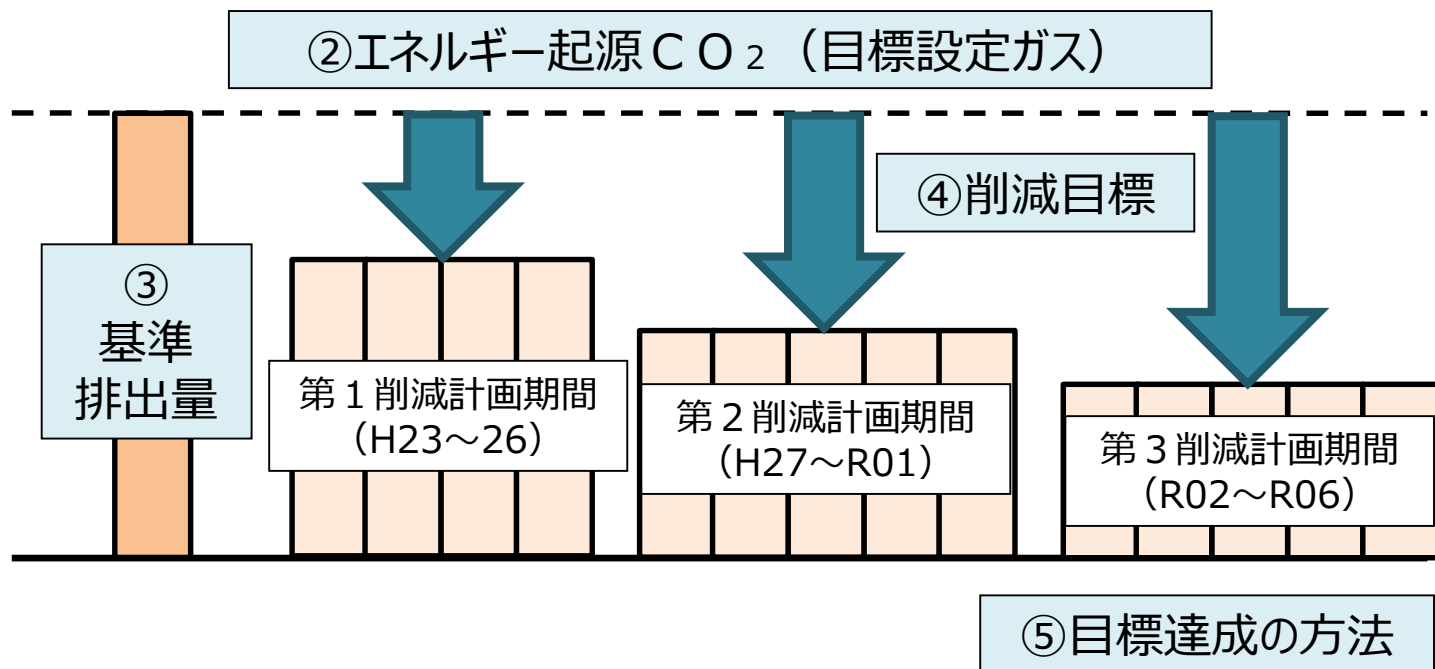
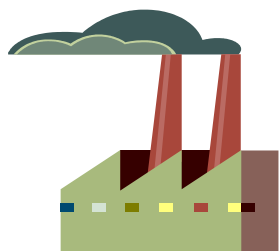
1. 目標設定型排出量取引制度の概要 について

1 排出量取引制度の概要について

目標設定型排出量取引制度

- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② エネルギー起源CO₂（目標設定ガス）について
- ③ 基準排出量を基に
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

①大規模事業所
(C事業所)

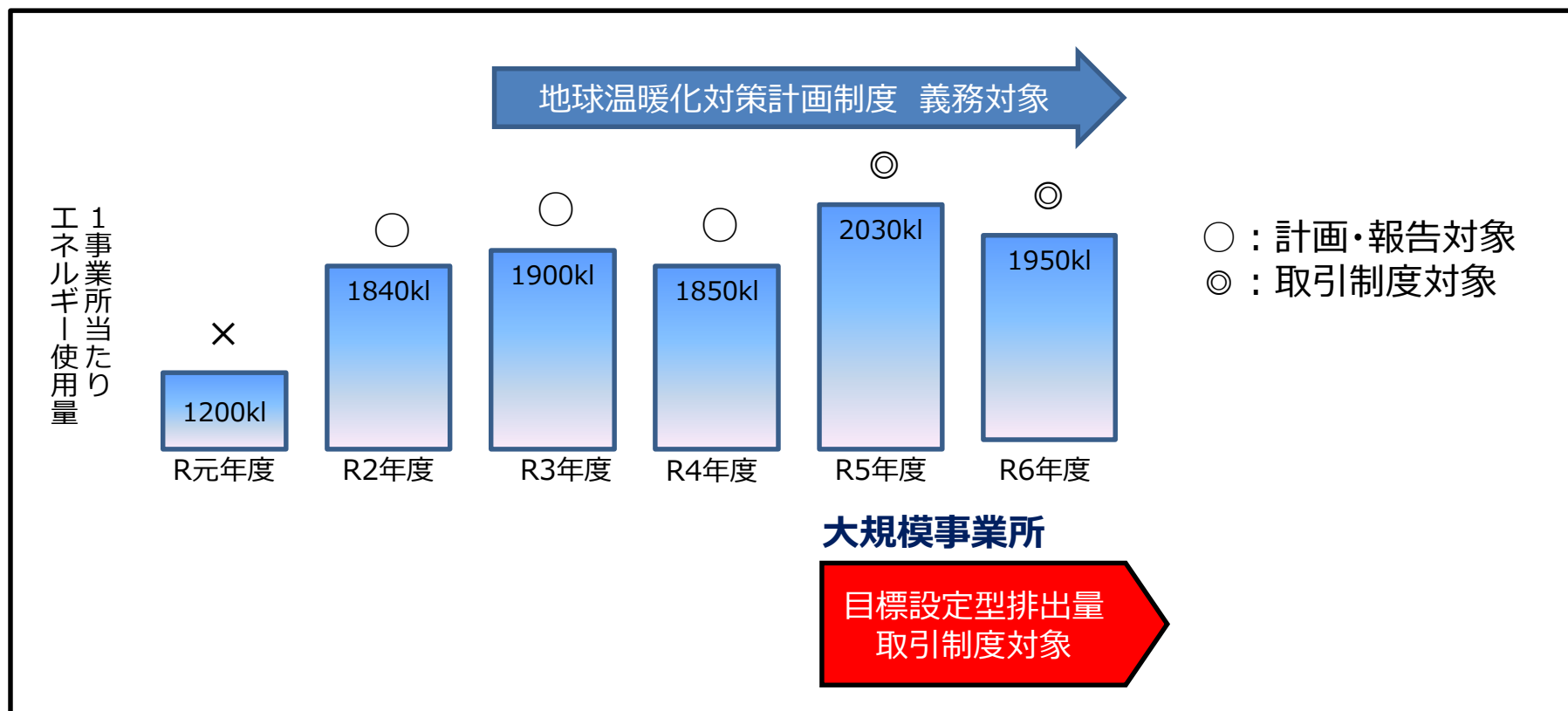


1 排出量取引制度の概要について

大規模事業所

大規模事業所とは・・・

原油換算エネルギー使用量が 3 年連続で 1,500 kL以上の事業所
(年度途中で使用が開始された場合は、その翌年度から3年連続)

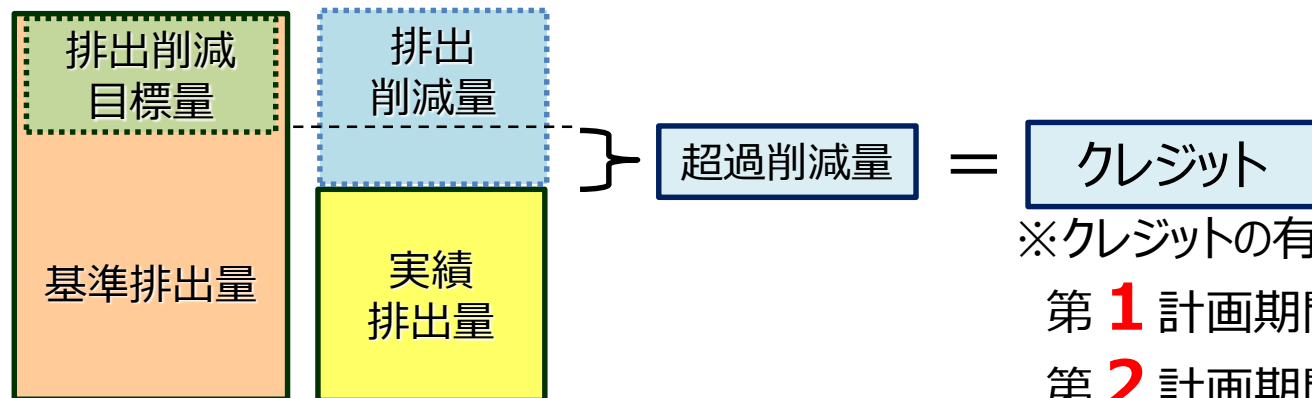


1 排出量取引制度の概要について

削減目標

排出削減目標量 = 基準排出量 × 目標削減率

		目標削減率		
		(第1削減計画期間) 大規模事業所と なってから 4年目まで	(第2削減計画期間) 大規模事業所 となつて5年目 ～9年目	(第3削減計画期間) 左記以降
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が 2割以上であるもの(1-2区分)	6%	13%	20%
第2区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%	13%	20%



※クレジットの有効期限

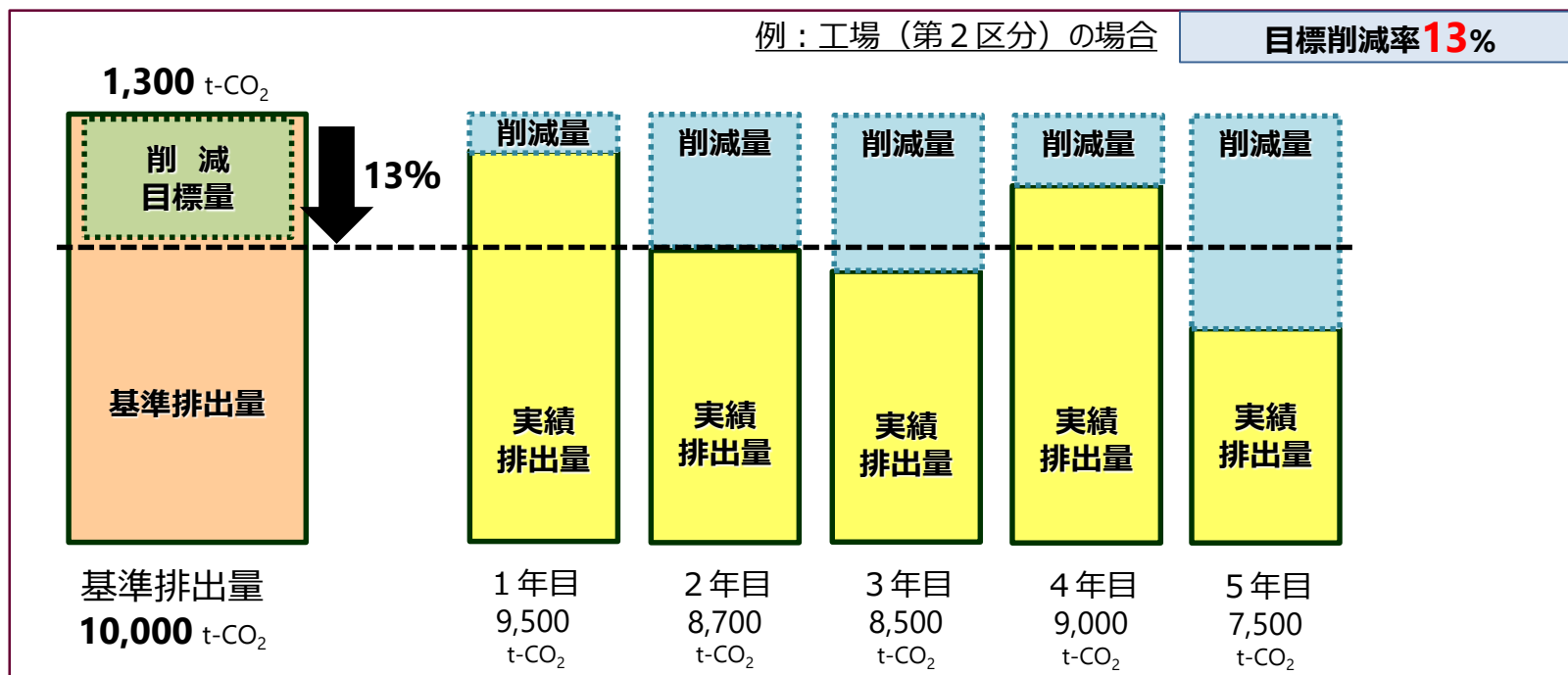
第1計画期間：令和4年1月末まで

第2計画期間：令和8年9月末まで

1 排出量取引制度の概要について

自らのCO₂排出量の削減による目標達成の評価方法①

自らのCO₂排出量の削減により**達成**の場合



排出削減目標量 **6,500 t-CO₂**



排出削減量 **6,800 t-CO₂**

基準排出量
10,000 t-CO₂

×

目標削減率
13%

×

5年間

基準排出量(期間合計)
10,000 t-CO₂ × 5年間

−

実績排出量(期間合計)
9,500 + 8,700 + 8,500
+ 9,000 + 7,500

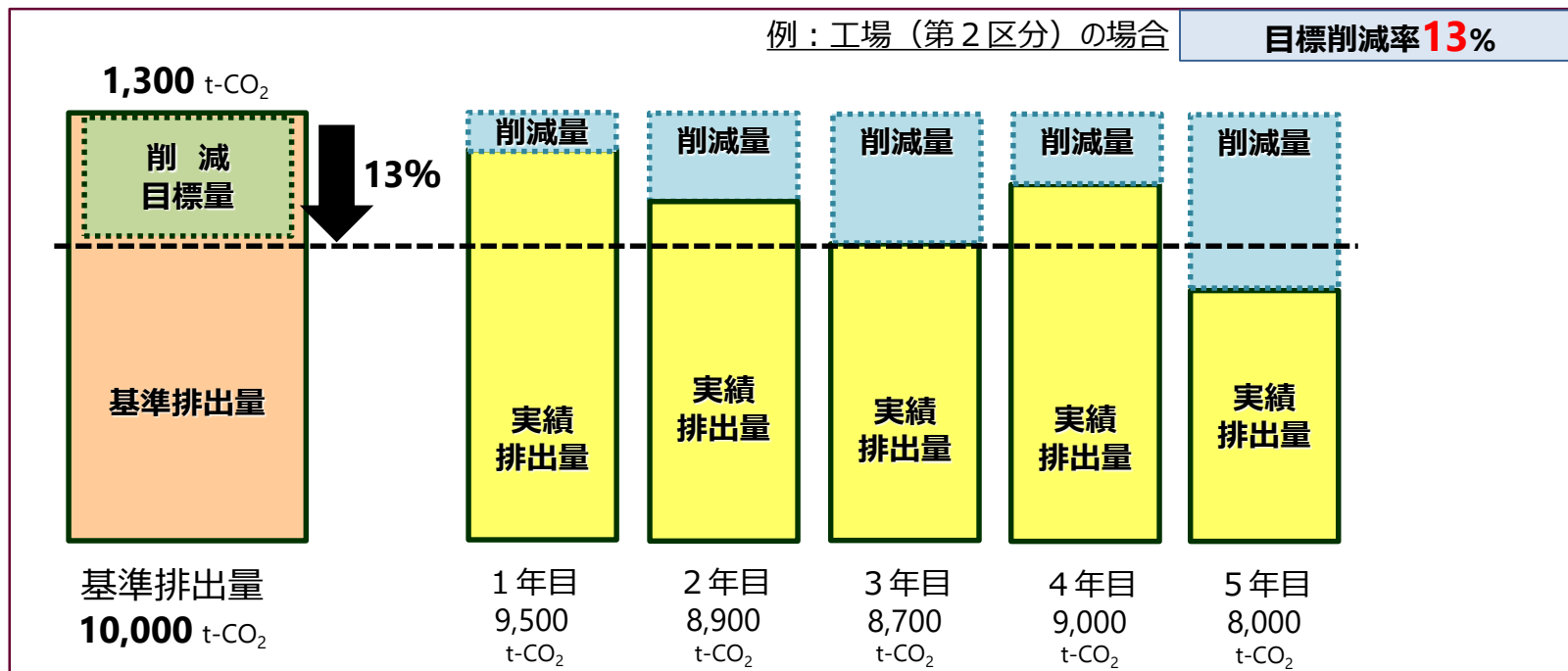
達成

・・・排出量取引**不要**

1 排出量取引制度の概要について

自らのCO₂排出量の削減による目標達成の評価方法②

自らのCO₂排出量の削減では**非達成**の場合



排出削減目標量 **6,500 t-CO₂**

排出削減量 **5,900 t-CO₂**

基準排出量
10,000 t-CO₂

×

目標削減率
13%

×

5年間

基準排出量(期間合計)
10,000 t-CO₂ × 5年間

実績排出量(期間合計)
9,500 + 8,900 + 8,700
+ 9,000 + 8,000

非達成

・・・排出量取引**必要**

※ 前削減計画期間から持ち越したクレジット等による目標達成も可能

1 排出量取引制度の概要について

削減目標に対する達成状況の確認方法（達成の例）

最終的には、県からの「目標達成状況確認通知書※」で確認

※ 第2計画期間（H27～R元年度）の検証結果報告書が全て提出され、県の審査が完了した事業所から順次発送。

口座番号	110-100-000000000000xxx-00					
削減期間	平成27年度～令和元年度					
目標達成状況	達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
排出削減目標量						6,500
エネルギー起源CO ₂ 排出量	9,500	8,700	8,500	9,000	7,500	43,200
排出削減量	500	1,300	1,500	1,000	2,500	6,800
振替可能削減量等の充当量						-
知事が発行する超過削減量						300
目標達成のために必要な充当量						-
(備考)	なお、貴事業所の指定管理口座にある第1削減計画期間の超過削減量は、 1,000 t-CO₂ です(第2計画期間の「目標達成のために必要な充当量」に充当することが可能です)。					

達成状況

削減目標量
(計画期間の合計)

排出削減量
(計画期間の合計)

第2計画期間の**超過削減量**
※この例では、「目標量 6,500 t-CO₂」に対して「削減量 6,800 t-CO₂」なので「300 t-CO₂」の**超過削減量 (達成)**

第1計画期間から**繰り越される量**
※指定管理口座内に残っている量で、有効期限（令和4年1月末）まで他者との取引等に使用できます。

1 排出量取引制度の概要について

削減目標に対する達成状況の確認方法（未達成の例）

最終的には、県からの「目標達成状況確認通知書※」で確認

※ 第2計画期間（H27～R元年度）の検証結果報告書が全て提出され、県の審査が完了した事業所から順次発送。

口座番号	110-100-000000000000xxx-00					
削減期間	平成27年度～令和元年度					
目標達成状況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
排出削減目標量						6,500
エネルギー起源CO ₂ 排出量	9,500	8,900	8,700	9,000	8,000	44,100
排出削減量	500	1,100	1,300	1,000	2,000	5,900
振替可能削減量等の充当量						-
知事が発行する超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						600
(備考)	なお、貴事業所の指定管理口座にある第1削減計画期間の超過削減量は、1,000t-CO ₂ です(第2計画期間の「目標達成のために必要な充当量」に充当することが可能です)。					

達成状況

削減目標量
(計画期間の合計)

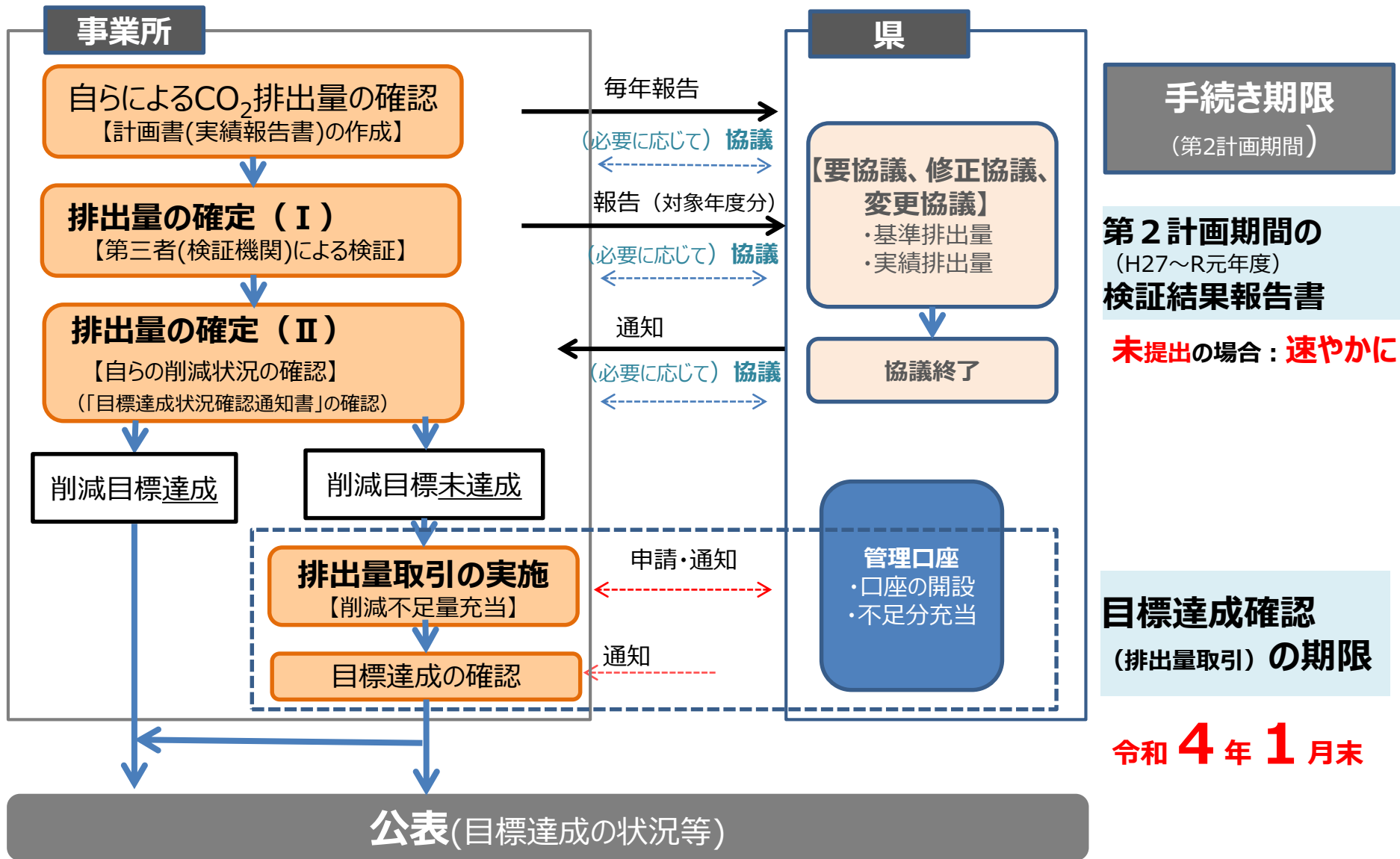
排出削減量
(計画期間の合計)

削減目標に対する**不足量**
※この例では、「目標量 6,500 t-CO₂」に対して「削減量 5,900 t-CO₂」なので「600 t-CO₂」の**削減不足 (未達成)**

第1計画期間から**繰り越される量**
※指定管理口座内に残っている量で、第2計画期間の目標達成に使用できません。

1 排出量取引制度の概要について

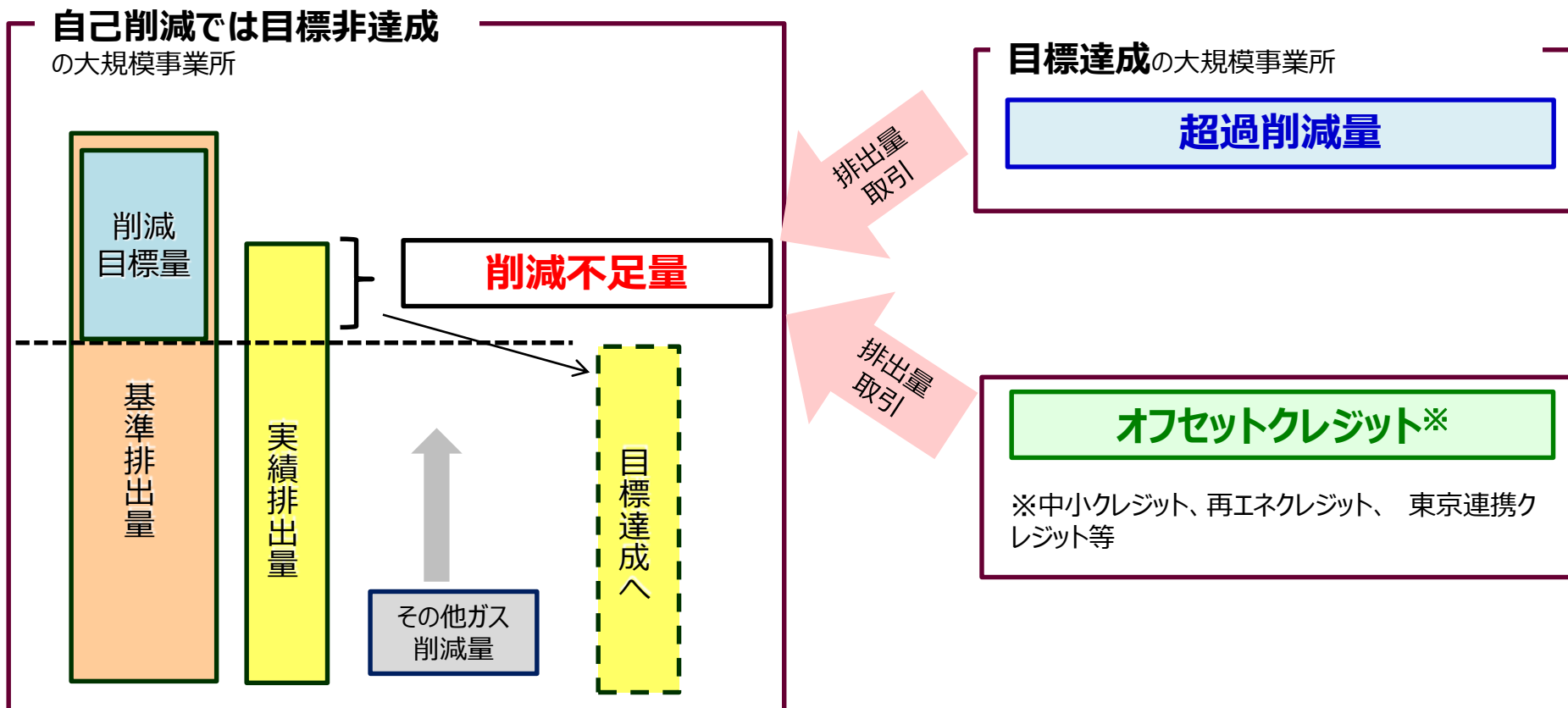
目標達成（未達成）までの流れ



1 排出量取引制度の概要について

非達成の場合の達成方法

自らのCO₂排出量の削減では非達成の場合



削減不足量について、他の大規模事業所の**超過削減量**、**オフセットクレジット**を排出量取引により取得して、不足分に充当

1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

超過削減量

1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、
その他ガス（非エネルギー起源CO₂、CO₂以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、
エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 当初申請及び県の認定を受ける前に、あらかじめ第三者による検証が必要です
- ※ 毎年度の実績報告についても第三者による検証が必要です

その他ガス削減量

オフセットクレジット

1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です

7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収量認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です

8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めでの検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

1 排出量取引制度の概要について

達成状況の公表

事業所ごとの達成状況は、公表されます。

全事業所の目標の達成状況について、埼玉県ホームページにおいて公表します。

○第1削減計画期間の達成状況公表ページ

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>)

目標設定型排出量取引制度における第1計画期間の大規模事業所の状況

・対象期間：平成23年度～平成26年度の4か年度
 ・区分及び削減割合
 『区分1①』：オフィス、商業施設、教育施設、病院等一日削減率 8%
 『区分1②』：店舗（オフィス、商業施設、教育施設、病院等）のうち、事業所内から削減された熱が使用エネルギーの2割以上の事業所一日削減率 6%
 『区分2』：工場、事業所等熱源、エネルギー消費効率1次削減率 6%
 ・トップレベル事業所：トップレベル事業所の設定を取消している事業所の削減割合率1/2に緩和されます。準トップレベル事業所の設定を取消している事業所の削減割合率は3/4に緩和されます。
 ・基準排出量
 運営として、平成14～19年度のうち各事業所が在籍し継続する3年度の0.9平均排出量を「基準排出量」とし、排出削減の目安とします。計画期間中でも建物や機器の増減等により変更がある場合があります。
 ・削減率
 毎年事業所が削減したエネルギー1割増による0.5%増です。
 ・その他の削減率
 削減率以外の削減方法の改善や補助率増額の導入による0.3削減率が認められる場合があります。
 ・第3削減率
 削減率以外の削減方法の改善や補助率増額の導入による0.3削減率が認められる場合があります。
 ・削減率の算定
 削減率の算定は削減率（基準排出量）を上回って削減された0.5削減率（4年分）、0.5削減率が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率となります。
 ・削減率の達成
 削減率を達成した事業所のうち、0.5削減率により削減率を達成、又は削減率で削減した排出削減量が0.5削減率として認められるため、削減率の達成は「達成」となります。排出削減量が不足しない場合（排出削減が不要な場合は「-」）としています。
 ・削減率の未達成
 削減率を達成できなかった事業所のうち、0.5削減率により削減率を達成し、又は削減率で削減した排出削減量が0.5削減率として認められるため、削減率の達成は「達成」となります。排出削減量が不足しない場合（排出削減が不要な場合は「-」）としています。削減率を達成できなかった事業所のうち、0.5削減率により削減率を達成し、又は削減率で削減した排出削減量が0.5削減率として認められるため、削減率の達成は「達成」となります。排出削減量が不足しない場合（排出削減が不要な場合は「-」）としています。

事業所番号	事業所名	事業所所在地	区分	トップレベル削減率 (%)	基準排出量 (t-CO ₂ e)				削減率 (%)				削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)		
					13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度						
000101	埼玉日産食品株式会社	埼玉県日産食品株式会社	埼玉県大宮上村第204事務所	2	9,073	9,073	9,073	9,073	5,283	5,283	5,283	5,283	0	0	0	0	達成	
000101	昭和製菓株式会社	埼玉県大宮上村第204事務所	1①	6,813	6,813	6,813	6,813	5,900	4,672	4,466	4,276	0	0	0	0	0	達成	
000101	昭和製菓株式会社	埼玉県大宮上村第204事務所	2	3,720	3,720	3,720	3,720	3,279	3,299	3,299	3,299	0	0	0	0	0	達成	
000401	先利印刷株式会社	川越工場	埼玉県川越市一丁目1番地1	2	22,427	22,427	22,427	17,885	16,308	16,127	12,819	0	0	0	0	0	達成	
000402	先利印刷株式会社	東武工場	東京都東武下町第3番地1	2	3,059	3,059	3,059	2,581	2,577			0	0	0	0	0	達成	
000501	株式会社日興	株式会社日興 三郷工場	埼玉県三郷市1丁目5番地2	2	7,074	7,074	7,074	4,308	4,787	4,791	4,821	0	0	0	0	0	達成	
000601	株式会社シニカフ印刷	株式会社シニカフ印刷 菅井事務所	埼玉県大宮菅井6丁目1番地1	2	4,978	4,978	4,978	3,779	3,672	3,229	2,981	0	0	0	0	0	達成	
000602	株式会社シニカフ印刷	株式会社シニカフ印刷 日暮事業所	埼玉県大宮日暮第4丁目6番地1	2	4,954	4,954	4,954	3,513	4,400	4,099	3,956	0	0	0	0	0	達成	
000701	関東へんやケミカル株式会社	関東へんやケミカル株式会社	埼玉県川越市一丁目10番地1	2	2,766	2,766	2,766	2,485	2,124	2,170		0	0	0	0	0	達成	
000901	東武エンジニアリング株式会社	東武エンジニアリング株式会社	東京都東武下町第1番地19番	2	4,949	4,949	4,949	3,325	3,421	3,207	3,038	0	0	0	0	0	達成	
001001	株式会社ジズテクノス・ネットワーク	株式会社ジズテクノス・ネットワーク 大宮営業所	埼玉県大宮東1丁目2番地1	1①	2,807	2,807	2,807	2,628	2,481	2,232	1,856	0	0	0	0	0	達成	
001002	株式会社ジズテクノス・ネットワーク	株式会社ジズテクノス・ネットワーク 大宮営業所	埼玉県大宮東1丁目2番地1	1①	3,179	3,179	3,179	3,469	3,278	3,126	3,147	2,809	0	0	0	0	227	未達
001101	ブルーシート工業株式会社	ブルーシート工業株式会社 A-1工場	埼玉県大宮第4丁目4番地1	1①	5,708	6,259	7,309	7,309	4,319	5,649	6,056	6,787	0	0	0	0	0	達成
001201	中央生産株式会社	中央生産株式会社	埼玉県大宮第4丁目4番地1	2	29,809	29,809	29,809	26,029	26,402			0	0	0	0	0	達成	
001301	日本精工株式会社	日本精工株式会社 埼玉工場	埼玉県大宮一丁目1番地1	2	39,399	39,399	39,399	36,526	33,466	34,346	34,871	0	0	0	0	0	達成	
001401	日本無線株式会社	日本無線株式会社 川越製作所	埼玉県川越市第2丁目1番地1	2	27,291	27,291	27,291	27,291	21,942	21,711	22,174	22,234	0	0	0	0	0	達成
001501	株式会社コネクティブ	株式会社コネクティブ 埼玉工場	埼玉県川越市一丁目3番地1	2	10,246	10,246	10,246	10,246	8,261	7,037	7,050	6,537	0	0	0	0	0	達成
001601	東洋エンジニアリング株式会社	東洋エンジニアリング株式会社	埼玉県大宮東4丁目7番地1	2	11,619	11,619	11,619	8,400	8,225	8,408		0	0	0	0	0	達成	
001701	東日本電力株式会社	東日本電力株式会社	埼玉県川越市第2丁目1番地1	2	3,055	3,055	3,055	3,055	2,639	2,682	2,537	0	0	0	0	0	達成	

2. 排出量取引の手続きについて

2 排出量取引の手続きについて 排出量取引とは

排出量取引は、

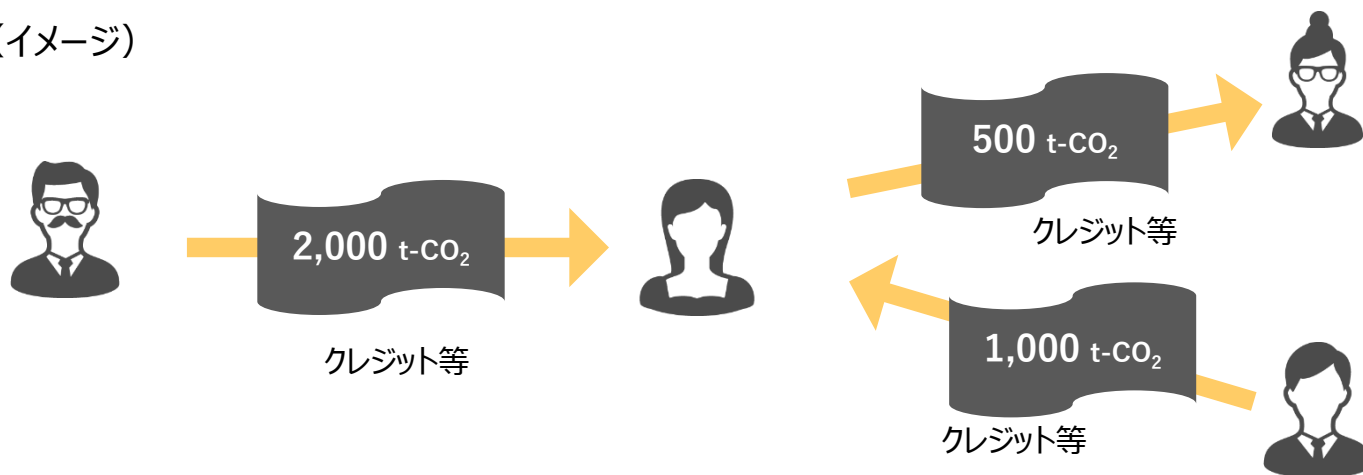
当事者間で “クレジット等” を 取得・移転等すること

により行われます。

クレジット等

事業所においてCO₂を削減した量や再生可能エネルギーを創出した量などを環境価値としてCO₂の量に換算し、排出量取引制度において取引に利用できる形態としたもの。

(イメージ)



2 排出量取引の手続きについて 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況 → 「口座」で管理

指定管理口座

事業所ごとの開設

大規模事業所の削減状況を記録する口座

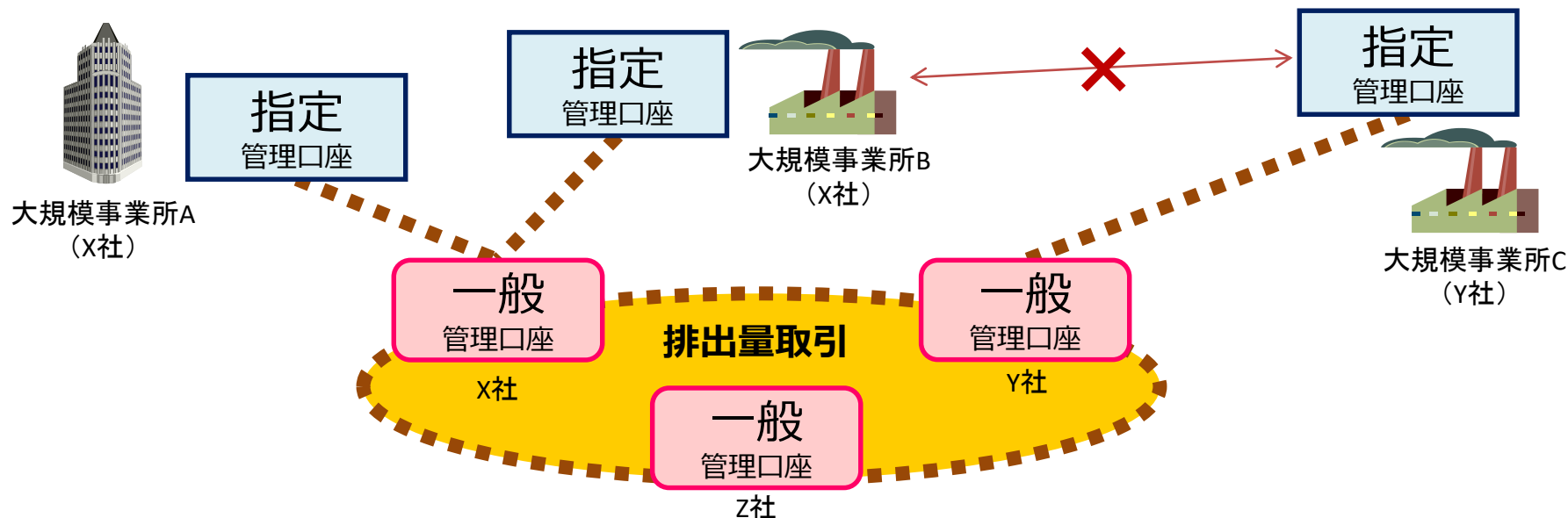
- ・ 大規模事業所1事業所につき1口座が自動的に開設されています
- ・ 口座名義人は大規模事業所の設置者（大規模事業者）です

一般管理口座

事業者の開設

クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために使用する口座

- ・ 口座開設申請により開設されます（自動的に開設されません）
- ・ 大規模事業者以外（仲介事業者など）も開設することができます



2 排出量取引の手続きについて

一般 管理口座の開設

◇取引は、必ず**一般**管理口座を介して行われます。

◇取引を行う場合は、一般管理口座の開設が**必要**です。（申請必要）

開設申請書類

- (1) **一般管理口座開設申請書** ※代表者印は**印鑑証明書と同じ印**を押印
- (2) **印鑑証明書（原本）** ※既に提出している証明書から**変更がない場合はコピー可**

留意事項

- 既に一般管理口座を開設されている事業者でも、**指定管理口座との関連付け**を行っていない場合は、一般管理口座に係る**関連付け申請書の提出が必要**となります。
- 大規模事業者**以外**の法人又は個人が開設した一般管理口座については、**計画期間ごとの更新申請**が必要となります。（第2削減計画期間は、令和4年1月31日まで）

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引におけるクレジット等の流れ

取引のパターン

(1) **自社**の他事業所から超過削減量に移転する場合

※ 自社の事業所間で超過削減量を取引し目標達成する方法。

(2) **自社**のオフセットクレジットを発行及び移転する場合

※ オフセットクレジットを使用して目標達成する方法。

(3) **他社**との取引により超過削減量を取得する場合

※ 他社が持つ超過削減量を取得し目標達成する方法。

(4) **他社**との取引によりオフセットクレジットを取得する場合

・ 他社が持つオフセットクレジットを取得することで目標達成する方法

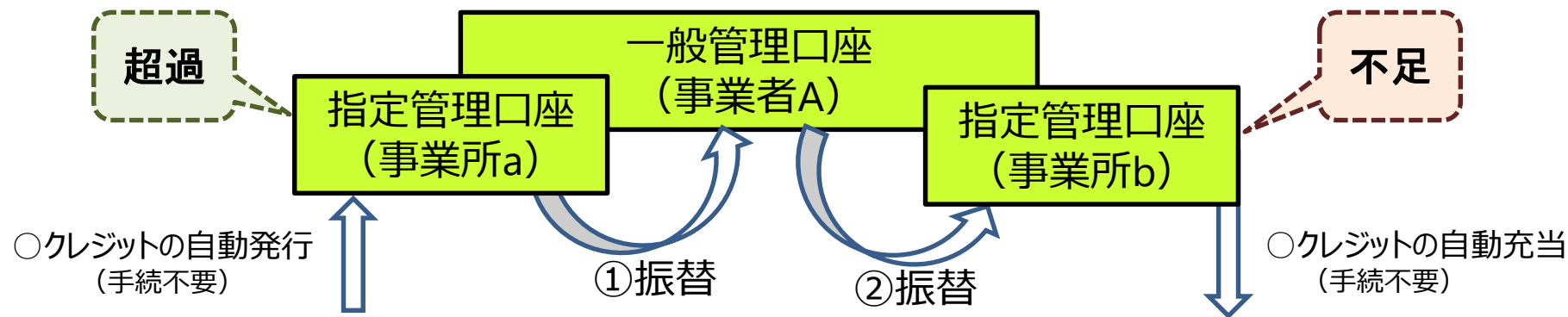
(5) **東京都の事業者**との取引により超過削減量を取得する場合

・ 東京都の事業者が持つ超過削減量を取得することで目標達成する方法。

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引におけるクレジット等の流れ（1）

（1）**自社**の他事業所から超過削減量を移転する場合



【手続き】

- ①振替申請：指定（**事業所a**）→一般（**事業者A**）への**移転**
- ②振替申請：一般（**事業者A**）→指定（**事業所b**）への**移転**

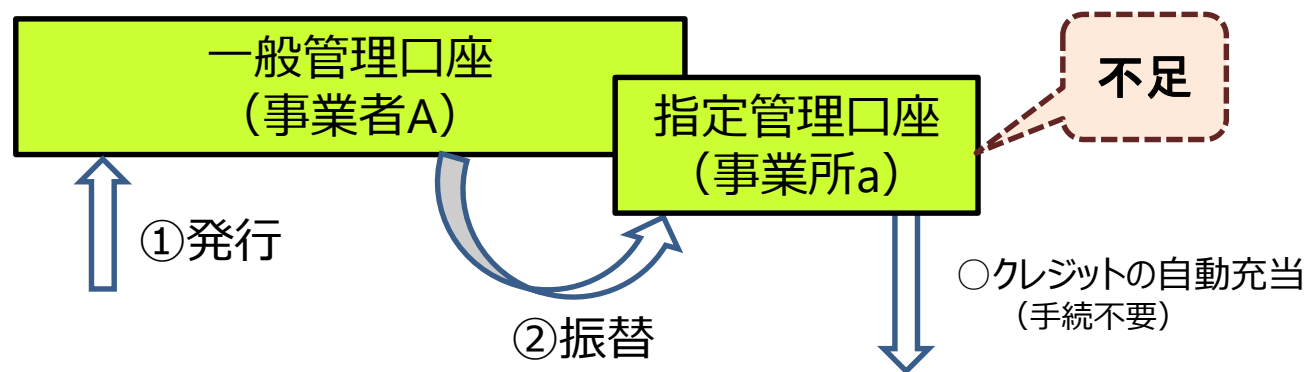
【提出書類】

振替可能削減量**振替**申請書（様式第10号） × **2**種類（①振替、②振替）
印鑑証明書（原本）（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引におけるクレジット等の流れ（2）

（2）**自社**のオフセットクレジットを発行及び移転する場合



【手続き】

- ①発行申請：オフセットクレジットの**発行**（**事業所A**）
- ②振替申請：一般管理口座（**事業所A**）→指定管理口座（**事業所a**）への**移転**

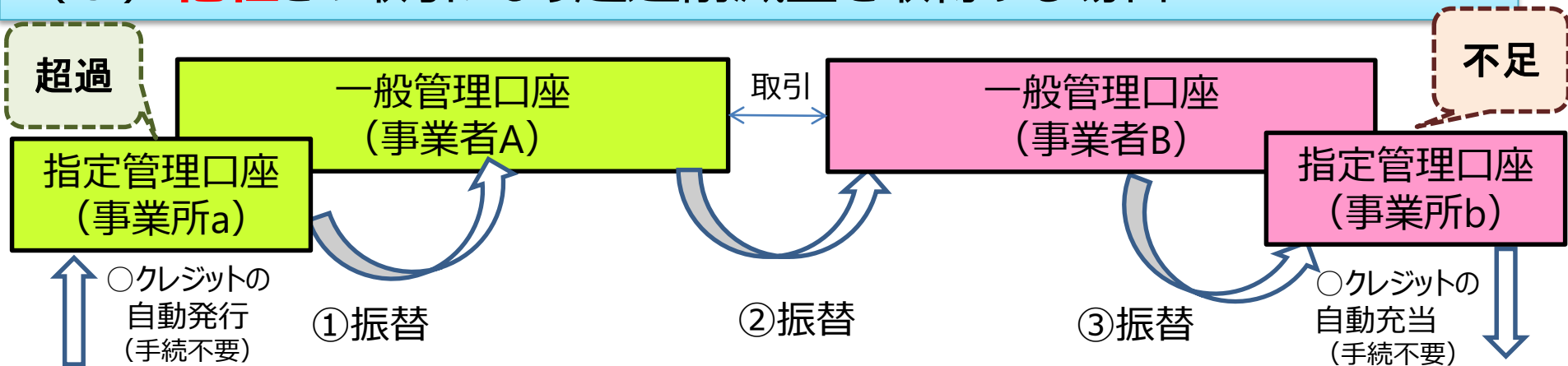
【提出書類】

- 振替可能削減量等**発行**等申請書（様式第10号） **1**種類（①発行）
- 振替可能削減量**振替**申請書（様式第10号） **1**種類（①振替、②振替）
- 添付資料：印鑑証明書（原本）（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

2 排出量取引について

排出量取引におけるクレジット等の流れ（3）

（3）他社との取引により超過削減量を取得する場合



【事業者 A が行う手続き】

- ①振替：指定（事業者 a）→一般（事業者 A）
- ②振替：一般（事業者 A）→一般（事業者 B）

【提出書類】

振替可能削減量振替申請書 2種類
(様式第10号) (①振替、②振替)

添付資料：印鑑証明書（原本）
(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

【事業者 B が行う手続き】

※事業者 A の手続後

- ③振替：一般（事業者 B）→指定（事業所 b）

【提出書類】

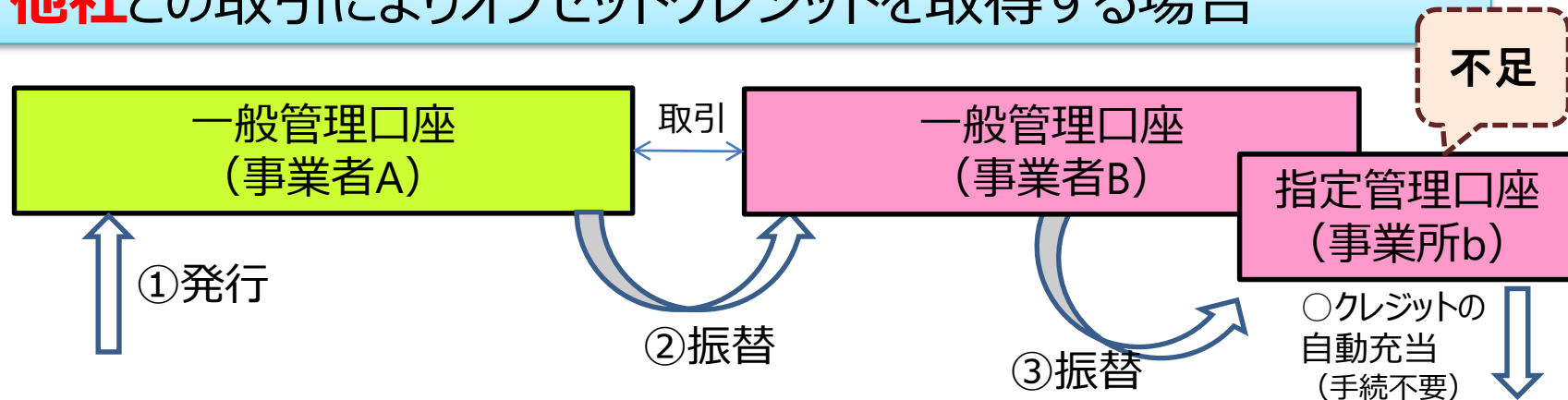
振替可能削減量振替申請書 1種類
(様式第10号) (③振替)

添付資料：印鑑証明書（原本）
(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引におけるクレジット等の流れ（4）

（4）他社との取引によりオフセットクレジットを取得する場合



【事業者Aが行う手続き】

- ①発行：オフセットクレジットの**発行**
- ②振替：一般（**事業者A**）→一般（**事業者B**）

【提出書類】

- 振替可能削減量等**発行**等申請書 **1**種類
(様式第12号) (①発行)
- 振替可能削減量**振替**申請書 **1**種類
(様式第10号) (②振替)

添付資料：印鑑証明書（原本）

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

【事業者Bが行う手続き】

※事業者Aの手続後

- ③振替：一般（**事業者B**）→指定（**事業所b**）

【提出書類】

- 振替可能削減量**振替**申請書 **1**種類
(様式第10号) (③振替)

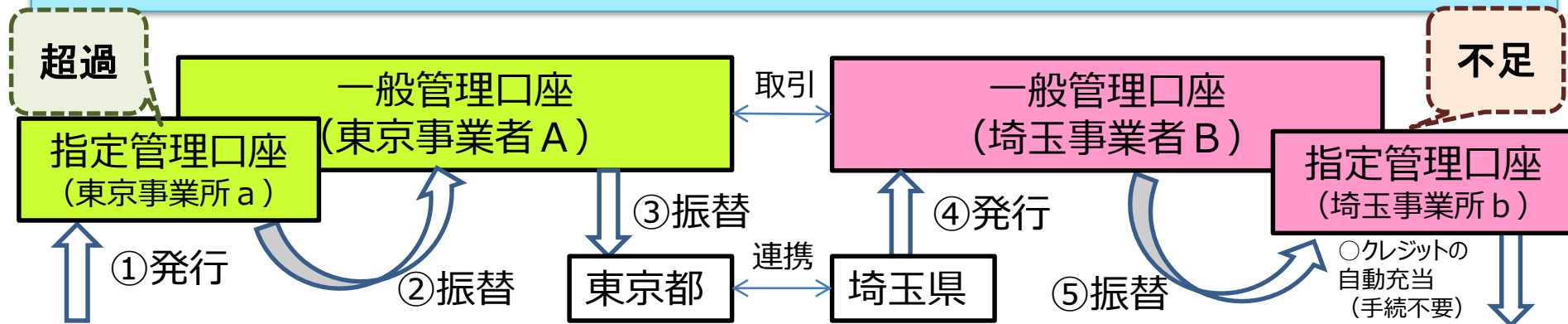
添付資料：印鑑証明書（原本）

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引におけるクレジット等の流れ（5）

（5）東京都の事業者との取引により超過削減量を取得する場合



【事業者 A（東京）が行う手続き】

参考

①発行：超過削減量の**発行**

②振替：指定（**事業者 a**）→一般（**事業者 A**）

③振替：一般（**事業者 A**）→一般（**事業者 B**）

【提出書類（提出先：東京都）】

振替可能削減量等**発行**等申請書 **1**種類

（東京都様式） (①発行)

振替可能削減量**振替**申請書 **2**種類

（東京都様式） (②振替、③振替)

添付資料：印鑑証明書（原本）

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

【事業者 B（埼玉）が行う手続き】

※事業者 A（東京）の手続後

④発行：事業者 A から移転するクレジットの**発行**

⑤振替：一般（**事業者 B**）→指定（**事業所 b**）

【提出書類（提出先：埼玉県）】

振替可能削減量等**発行**等申請書 **1**種類 (④発行)
（様式第12号）

振替可能削減量**振替**申請書 **1**種類 (⑤振替)
（様式第10号）

添付資料

①：減少記録を証明する書類（東京都から発行されるもの）

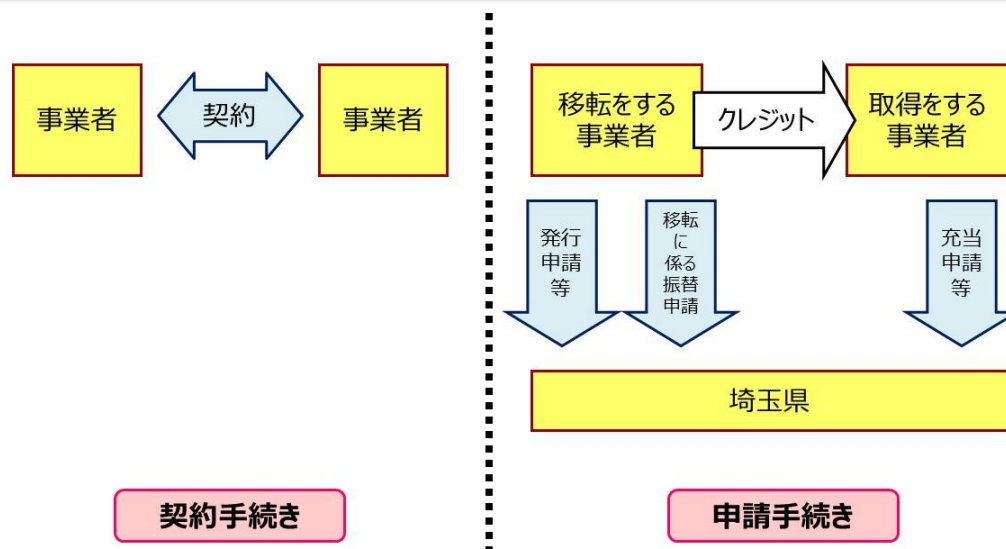
②：印鑑証明書（原本）（変更がない場合は不要）

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引の契約

- 県の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士の交渉・合意**により決定
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の**制約はない**
- **契約手続きは取引事業者間で実施**

(実際のクレジット等の移転については埼玉県に申請)




2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定例（1）

（1）同一法人や関連法人等の**付き合いのある事業者**から選定

- 制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています
（URL）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

<p>目標設定型排出量取引制度</p> <p>▶ 申請・届出・クレジット様式集</p> <p>▶ 第三者による検証</p> <p>▶ 大規模事業所の該当要件と基準排出量の決定・変更・修正</p> <p>▶ 指針・要綱・ガイドライン</p> <p>▶ 優良大規模事業所（トップレベル事業所）認定</p> <p>▶ 説明会</p> <p>▶ 排出量取引に係る投資トラブルに気をつけましょう</p> <p>▶ 排出量の取引</p> <p>▶ 大規模事業所の排出状況・削減状況</p> <p>▶ 管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況</p>	<h3>大規模事業所の排出状況・削減状況</h3> <p>埼玉県目標設定型排出量取引制度の対象事業所である大規模事業所の排出状況・削減状況に関するページです。</p> <h4>第2計画期間（平成27年度～令和元年度）の状況</h4> <p>大規模事業所の排出状況（平成30年度まで）（エクセル：86KB）</p> <p>大規模事業所の排出状況（平成30年度まで）（PDF：1,086KB）</p> <p>※ 基準排出量の変更協議や第三者検証などにより、今後数値が修正される可能性があります。</p> <p>※ 「その他ガス削減量」や排出量取引の状況は反映されていません。</p> <p>※ エクセルファイルとPDFファイルの内容は同一です。</p> 
--	--

2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定例（2）

（2）県HPで**クレジットの所有を公表している事業者**から選定

- 事業者の希望によりクレジットの保有状況を県HPで公表しています
（URL）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

レベル事業所) 認定

- ▶ 説明会
- ▶ 排出量取引に係る投資トラブルに気をつけましょう
- ▶ 排出量の取引
- ▶ 大規模事業所の排出状況・削減状況
- ▶ 管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況
- ▶ 排出量取引制度の検討経緯と東京都との連携
- ▶ 令和3年度埼玉県排出量取引セミナー 8月3日開催
- ▶ 第2計画期間における第三者機関による検証受検について

1. 口座情報の公表について

指定管理口座及び一般管理口座の情報は、埼玉県削減量口座簿取扱要綱の規程に基づき公表されます。

(1) 指定管理口座

[削減量口座簿口座情報一覧（指定管理口座）令和2年10月23日現在（PDF：2,653KB）](#)

(2) 一般管理口座

[削減量口座簿口座情報一覧（一般管理口座）令和2年10月23日現在（PDF：1,150KB）](#)

参考 [管理口座一覧表の見方について（PDF：163KB）](#)

2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定例（3）

（3）県HPでクレジット等の売却を希望している事業者から選定

- 事業者の希望によりクレジットの保有状況を県HPで公表しています（URL）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

3.取引の契約

(1)取引候補の選定、見積もり依頼

本制度に基づくクレジット等の取引においては、定価等は設定されていません。（取引価格は売り手と買い手の2者間の取り決めにより決定されます。また無償であっても構いません。）

複数の候補を比較して、取引相手を選定することをお勧めします。

取引候補の選定方法（例）



同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する	制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています 大規模事業所の排出状況・削減状況
県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する	事業者の希望により発行・所有状況を県HPで公表しています 各排出量の削減状況・クレジット等の発行・所有状況 クレジット等の売却を希望する制度対象事業者は下記一覧表のとおりです クレジット等売却希望事業者一覧（大規模事業者、令和3年6月10日作成）（PDF：727KB）
グリーンエネルギー証書発行事業者やJ-クレジット等を取扱う事業者から選定する	過去に埼玉県が主催した排出量取引セミナーにブース出展をした事業者は、 こちら（説明会）
	本制度においてクレジット等の取引を仲介する事業者の一覧は下記一覧表のとおりです。

2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定例（4）

（4）クレジット等仲介事業者から選定

- 県制度での取引仲介を希望する仲介事業者の一覧を県HPで公表しています（URL）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

取引候補の選定方法（例）	
同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する	制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています 大規模事業所の排出状況・削減状況
県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する	事業者の希望により発行・所有状況を県HPで公表しています 管理口座の開設状況・クレジット等の発行・所有状況※1 クレジット等の売却を希望する制度対象事業者は下記一覧表のとおりです クレジット等売却希望事業者一覧（大規模事業者、令和3年6月10日作成）（PDF：727KB） 
グリーンエネルギー証書発行事業者やJ-クレジット等を取扱う事業者から選定する	過去に埼玉県が主催した排出量取引セミナーにブース出展をした事業者は、 こちら（説明会）
クレジットの仲介事業者から選定する	本制度においてクレジット等の取引を仲介する事業者の一覧は下記一覧表のとおりです クレジット等仲介事業者一覧（令和3年6月24日作成）（PDF：861KB）  過去に埼玉県が主催した排出量取引セミナーにブース出展をした事業者は、 こちら（説明会）

（注意）県と仲介事業者との関係は一切ありません。また、県が、一覧表掲載の仲介事業者との取引を推奨するものではありません。

2 排出量取引の手続きについて

契約相手の選定時の留意点

○ 取引に必要な一般管理口座を開設しているか

○ 取引を希望する量のクレジットを所有しているか

○ 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか

- ・ 超過削減量及びオフセットクレジットには、それぞれ**有効期限**があります。
特に、再エネクレジット（その他削減量）及び森林吸収クレジットは、平成20年3月以前に発電又は森林吸収された量を目標達成に利用することはできません。
- ・ 再エネクレジット（その他削減量）のうちグリーン電力証書は、使用用途（目的）が本制度に利用することが明確になっていない場合、目標達成に利用できないことがあります。

○ 希望する時期に取引をすることが可能か

- ・ 埼玉県への口座開設、発行、振替の**申請**については、**一定の処理期間を要します**。取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。

○ 取引予定価格はいくらか

- ・ 価格は取引当事者の**合意**により決定されます。（無償も可）
- ・ 契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き（1）

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

- 参考に、契約書のひな形を県HPに掲載しております
(URL)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

振替実行完了の確認方法	振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。 減少する事業者に発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す 増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する等
履行確認と代金支払い	契約の履行確認と、代金支払いの時期、方法を定めておきましょう。
契約不履行時の対応	振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない、虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだったなど、契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。 期日までに代金が支払われなかった場合は、買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける等

手続の不履行や料金未払い等のトラブル等を防止するため、契約書を作成して契約を締結することをお勧めします。

・ 契約書様式（参考様式） [ダウンロード（ワード：120KB）](#)

この契約書様式は、振替可能削減量口座簿記録事項証明書を発行する事業者が利用する際に標準的な契約書様式を利用する場合においても、その内容を十分に確認し、個別の取引の状況に応じて契約内容を修正してください。

(4) 埼玉県への振替申請

排出量取引に係る振替申請は、クレジット振替元の事業者（移転によって口座簿の振替可能削減量が減少する事業者）が行います。

申請手続には標準処理期間が設定されています。また目標達成のためには、クレジット等の取得後に、指定管理口座への振替

2 排出量取引の手続きについて 契約手続き（2）

契約書において取り決める事項の例 ①

◇クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）

複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、希望するオフセットクレジットを取得したい場合は、識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。

◇売主及び買主管理口座（口座名義人及び口座番号）

口座名義人及び口座番号が間違っていると、クレジットの移転手続きができない場合があります。お互い管理口座の情報を確認し、必要に応じて契約書に記載しておきましょう。

◇振替を実行する時期（期限、予定日）

振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。一定の事務処理期間を要しますので、希望日どおりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き（3）

契約書において取り決める事項の例 ②

◇申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、**売主**（クレジット保有者）が行います。手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

◇振替実行完了の確認方法

振替通知は、**売主**（クレジット保有者）にしか発行されません。振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 売主（クレジット保有者）に発行される振替通知書の写しを、買主（クレジット購入者）に渡す
買主（クレジット購入者）が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書^{（注）}の交付を申請する 等 〕

◇履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

◇契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない
虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など
契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、催告の上、契約を解除し、損害賠償請求をする
クレジットの移転量が希望する量に満たない場合、売主は追加移転を催告の上、それでも満たない場合には減額請求をする 等 〕

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として
「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する
基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度に おける排出量取引に係る税務上の取扱いについて (平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます
<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関するURL

「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

「申請・届出・クレジット様式集」

(クレジットの手続きに関する様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて クレジット等の有効期限

クレジット等の種類	第 1 計画期間発行分の有効期限	第 2 計画期間発行分の有効期限
超過削減量	第 2 計画期間の整理期間 (令和 4 年 1 月末) まで	第 3 計画期間の整理期間 (令和 8 年 9 月末) まで
県外クレジット		
再エネクレジット (環境価値換算量)		
その他ガス削減量		
県内中小クレジット		
森林吸収クレジット※		
東京連携クレジット		

※ 平成20年3月以前に森林吸収された量は、第 2 削減計画期間以降の目標達成には利用不可。

(備考) 再エネクレジット (その他削減量) については次ページ参照。

2 排出量取引の手続きについて

再エネクレジット（その他削減量）の有効期限

発電期間の末日	証書等の発行時期	有効期限
H20～ H22 年度	第 1 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和4年1月末）まで
	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	利用不可
第 1 計画期間 （H23～H26年度）	第 1 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和4年1月末）まで
	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	第 2 計画期間の整理期間（令和4年1月末）まで
第 2 計画期間 （H27～R元年度）	第 2 計画期間	第 3 計画期間の整理期間（令和8年9月末）まで
	第 3 計画期間	
第 3 計画期間 （R2～R6年度）	第 3 計画期間	翌 計画期間の整理期間まで

（備考）平成20年3月末日以前に発電されたものは、第2削減計画期間以降の目標達成には使用できません。


2 排出量取引の手続きについて 一般管理口座開設申請書 (様式第1号) の記入方法

(表紙)

様式第1号

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所 さいたま市浦和区高砂0丁目0番0号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座開設申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第5条第4項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	<input checked="" type="radio"/> ①大規模事業者 ・ 2法人 ・ 3個人	
口座の開設要件に関する事項	別添のとおり	
公表を希望する事項	別添のとおり	
開設を希望する口座の数	1	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	別添のとおり	
添付書類	別添のとおり	
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社〇〇〇〇
	郵便番号	000-0000
	管理部署住所	さいたま市浦和区高砂0-0-0
	所属名	〇〇〇〇
	担当者名	□□ □□
	電話番号	000-0000-0000
	ファックス番号	000-0000-0000
	E-mailアドレス	aaaaa@bb.co.jp

(受付欄)

印鑑証明書の印

口座を開設できる者の種類
該当するものに○を付ける。

開設を希望する口座の数
1を記載する。原則、一法人一口座。

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先
会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレスを記載する。
※管理口座の情報について、公表有の場合、公表されます。

2 排出量取引の手続きについて

一般管理口座開設申請書 (様式第1号) の記入方法

(別紙)

別紙 (口座の開設要件に関する事項)

開設できる者の種類		開設要件	
1 大規模事業者		事業者番号 (4桁)	0000
2 法人 (1以外)	口座管理者	事業者番号 (4桁)	
	その他	特になし	- (記入不要)
3 個人	口座管理者	事業者番号 (4桁)	
	クレジット発行事業者	クレジット申請に係る事業者番号	
	相続人	被相続人の一般管理口座番号 (11桁)	

事業者番号
表紙の開設できる者の種類で、1を選択した場合には、事業者番号を記載する。

別紙 (公表を希望する事項)

		公表事項	
全員	<input checked="" type="radio"/> 無	管理会社名称・部署 (所属) 名称	
	<input checked="" type="radio"/> 無	管理部署電話番号	
	<input checked="" type="radio"/> 無	管理部署ファクス番号	
	<input checked="" type="radio"/> 有・無	管理部署E-mailアドレス	
個人の場合	<input type="radio"/> 有・無	口座名義人 (申請者) 又は口座管理者氏名	
	<input type="radio"/> 有・無	口座名義人 (申請者) 又は口座管理者住所	

公表を希望する事項
振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先の公表の希望の有無に○を付ける。

別紙 (関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報)

		情報内容	
指定管理口座番号	110-100-0000000000000000-00	合計	1 口座
事業所の名称	〇〇〇〇〇〇		
事業所の所在地	さいたま市浦和区高砂0-0-0		
事業所番号	000000		
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	<input checked="" type="radio"/> ① 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 <input type="radio"/> ② 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。		

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報
関連付けを希望する指定管理口座 110-100-00000000000000●●●●-00を記載し、併せて、口座に係る事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。
複数口座と関連付けする場合は、複数口座分記載する。
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係は該当するものに○を付ける。

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="radio"/> 無
	住民票又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有・無
個人の場合	口座を開設できる者に該当することを証明する書類 (口座管理者である場合を除く)	<input type="radio"/> 有・無

添付書類
該当するものに○を付ける。
原則、印鑑証明書の原本又は写しの添付が必要。

2 排出量取引の手続きについて

振替可能削減量等発行等申請書(様式第12号)の記入方法

オフセットクレジット(東京連携クレジット等)は、一般管理口座に発行します。

(表紙)

様式第13号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和高砂
住所 〇〇—〇〇—〇〇
氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000###-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種類	東京連携クレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

印鑑証明書の印

記入不要

種類

オフセットクレジットの種類を記載する。
※東京連携クレジットの場合、口座等移転記録通知書に“超過削減量”と記載されているが、当該発行申請書では“東京連携クレジット”と記載する。

認定(認証)番号

認定(認証)通知書等に記載のとおり記載する。

2 排出量取引の手続きについて 振替可能削減量等発行等申請書(様式第12号)の記入方法

オフセットクレジット(東京連携クレジット等)は、一般管理口座に発行します。

(別紙)

別紙(振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先)

連絡先	
会社名	株式会社〇〇〇〇
郵便番号	〒000-0000
管理部署住所	さいたま市浦和区高砂0-0-0
所属名	〇〇〇〇
担当者名	■■ ■■
電話番号	000-0000-0000
ファックス番号	000-0000-0000
E-mailアドレス	aaaa@bb.co.jp

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先

会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレスを記載する。

※管理口座の情報について、公表有の場合、公表されます。

参考(添付書類抜け漏れチェックリスト)

チェック	添付書類
公表を希望する場合	振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について
法人の場合 <input type="radio"/>	印鑑証明書又はこれに準じるもの*
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの*
県内中小クレジットの場合	県内中小クレジット削減量認定通知書
再エネクレジットの場合(環境価値換算量)	再生可能エネルギー電力量認証通知書
再エネクレジットの場合(その他削減量)	その他削減量に係る電力等の認証通知書
県外クレジットの場合	県外クレジット削減量認定通知書
森林吸収クレジットの場合	森林吸収量の最終所有者であることを示す書類
東京連携クレジットの場合 <input type="radio"/>	連携県口座等移転記録通知書

添付書類

該当するものに○を付ける。印鑑証明書については、既に提出したことがあり、印鑑証明書の内容に変更がない場合、提出は不要(チェックなし)

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書(原本)又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

2 排出量取引の手続きについて

振替可能削減量振替申請書 (様式第10号) の記入方法 (超過削減量・オフセットクレジット共通)

(表紙 (全体))

様式第10号

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂〇丁目〇番〇号
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録 がされる 口座情報	口座番号	110-100-000000000 000●●●-00	管理口座の種類	指定
	事業所の 名称	〇〇〇〇		
増加の記録 がされる 口座情報	口座に係る大 規模事業所の 所在地 (指定管理 口座に限る。)	さいたま市浦和区高砂〇〇〇〇		
	事業所 番号	000001		
減少の記録 がされる 口座情報	口座番号	110-110-000000000 000〇〇〇-00	管理口座の種類	一般
	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)	株式会社〇〇〇〇		
増加の記録 がされる 口座情報	事業所の 名称			
	事業所の 所在地 (指定管理 口座に限る。)			
振替の原因となった事由	他事業者との取引を行うため			
振替希望日	年 月 日			
振替可能削減量に 係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量	10,000 t-CO2		
識別番号				
1単位当たりの取引価格				
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり			
(受付欄)				

印鑑証明書の印

減少の記録
移転元 (売主)

増加の記録
移転先 (買主)

1単位当たりの取引価格
取引価格を記載する。(空白でも可)

振替の原因となった事由
振替の理由を記載する。

振替希望日
希望がある場合に、申請から10開
庁日後以降で記載する。(空白でも可)

振替可能削減量に係る情報
種類、振替の数量を記載する。
識別番号は、指定する場合のみ、記
載する。

2 排出量取引の手続きについて

振替可能削減量振替申請書 (様式第10号) の記入方法 (超過削減量・オフセットクレジット共通)

(表紙 (拡大))

減少の記録
移転元 (売主)

減少の記録がされる口座情報	口座番号	110-100-000000000000 000●●●-00	管理口座の種類	指定
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	○○○○	
		事業所の所在地	さいたま市浦和区高砂○○○○	
		事業所番号	000001	

口座番号

指定管理口座であれば、110-100-000000000000●●●-00を、
一般管理口座であれば、110-110-000000000000○○○-00を記載する。

管理口座の種類

指定又は一般を記載する。

口座に係る大規模事業所の情報

(指定管理口座の場合のみ)事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。

増加の記録
移転先 (買主)

増加の記録がされる口座情報	口座番号	110-110-000000000000 000○○○-00	管理口座の種類	一般
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	株式会社○○○○		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
		事業所の所在地		

口座番号

指定管理口座であれば、110-100-000000000000●●●-00を、
一般管理口座であれば、110-110-000000000000○○○-00を記載する。

管理口座の種類

指定又は一般を記載する。

口座名義人の氏名又は名称

(一般管理口座の場合のみ)法人名を記載する。

口座に係る大規模事業所の情報

(指定管理口座の場合のみ)事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。

2 排出量取引の手続きについて

振替可能削減量振替申請書（様式第10号）の記入方法 （超過削減量・オフセットクレジット共通）

（別紙）

別添（振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先）

		連絡先
振替可能削減量等の 管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社〇〇〇〇
	郵便番号	000-0000
	管理部署住所	埼玉県さいたま市浦和高砂0-0-0
	所属名	〇〇〇〇
	担当者名	□□ □□
	電話番号	000-0000-0000
	ファクス番号	000-0000-0000
	E-mailアドレス	aaaaa@bb.co.jp

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先

会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファクス番号、E-mailアドレスを記載する。

※管理口座の情報について、公表有の場合、公表されます。

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書を提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

添付書類

該当するものに○を付ける。

印鑑証明書については、既に提出したことがあり、印鑑証明書の内容に変更がない場合、提出は不要（チェックなし）

2 排出量取引の手続きについて

口座情報を確認したい場合の手続き

(削減量口座簿記録事項証明書交付申請書 (様式第20号))

(表紙)

様式第20号

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所 さいたま市浦和区高砂0丁目0番0号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

[法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地]

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第25条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているものうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000000 0####-00	管理口座 の 種 類	指定
口座に係る 大規模事業所 の 情 報 (指定管理 口座に限る。)	事業所の 名 称	株式会社〇〇〇〇 △△工場	
	事業所の 所 在 地	さいたま市浦和区高砂0-0-0	
	事業所 番 号	000000	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	1通		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を 行う部署等の連絡先	会社名	株式会社〇〇〇〇	
	郵便番号	000-0000	
	管理部署住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂0-0-0	
	所属名	〇〇〇〇	
	担当者名	□□ □□	
	電話番号	000-0000-0000	
ファックス番号	000-0000-0000		
E-mailアドレス	aaaaa@bb.co.jp		

(受付欄)

印鑑証明書の印

口座番号

指定管理口座であれば、110-100-000000000000●●●-00を、
一般管理口座であれば、110-110-000000000000〇〇〇-00を記載する。

管理口座の種類

指定又は一般を記載する。

口座に係る大規模事業所の情報

(指定管理口座の場合のみ)事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先

会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレスを記載する。
※管理口座の情報について、公表有の場合、公表されます。

2 排出量取引の手続きについて 口座情報を確認したい場合の手続き

(削減量口座簿記録事項証明書交付申請書 (様式第20号))

(別紙)

別添 (証明を希望する事項)

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input type="radio"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input type="radio"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日 時点	
における口座情報の証明			

証明を希望する事項

該当するものに○を付ける。
※申請のあった時点で削減量口座簿に記録されている情報のうち、チェックされた事項を証明書として通知します。

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書(個人の場合は住民票)を提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

添付書類

該当するものに○を付ける。
印鑑証明書については、既に提出したことがあり、印鑑証明書の内容に変更がない場合、提出は不要(チェックなし)

2 排出量取引の手続きについて クレジットの発行（保有）情報を 公表（変更）したい場合に提出する書類 （振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について）

県では、排出量取引を円滑に運用するため、公表を希望するクレジット等の保有情報を県ホームページで公表しています。

（公表項目）

- ・ 口座番号及び口座名義人名称
- ・ クレジットの種類
- ・ クレジットの発行（保有）量

押印不要

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について

令和 年 月 日

住所 さいたま市浦和区高砂〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の種類	振替可能削減量等の種類	振替可能削減量等の保有の量
110-100-000000000000####-00	超過削減量	有り・無し	有り・無し	有り・無し
110-110-000000000000####-00	西エネクレジット	有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

口座番号

指定管理口座であれば、110-100-000000000000●●●-00を、
一般管理口座であれば、110-110-000000000000〇〇〇-00を記載する。

振替可能削減量等に係る情報

クレジットの種類又は認定（認証）番号を記載する。

公表希望の有無

各公表項目について、公表希望の有無を選択する。

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）

※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

説明会HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/jigyosha.html>

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3043, 3044

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp